

都立シンボルプロムナード公園官民連携施設事業 質問と回答

No	質問対象	質問	回答
1	募集要項第2章5(2)	自由提案において、シェアサイクルポート設置の提案は可能でしょうか？	シェアサイクルポートは、令和4年12月9日付国都公景第93号国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知により、都市公園法上の公園施設に含まれるとされていることから、必須提案と関連した取組として、本公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に資するものと判断される限りにおいて、提案可能です。
2	募集要項第2章5(2)	自由提案において、パーソナルモビリティ(電動キックボードや移動用小型車)のポート設置の提案は可能でしょうか？	特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード)や移動用小型車等を賃貸する事業の用に供される駐車場(ポート)は、前項の通知において言及されていないことから、本公募において設置の提案はできません。ただし、公園内において実施するイベント等の一環として、東京都海上公園条例第19条に基づく占用物件として設置する場合は、この限りではありません。
3	募集要項第2章5(2)	自由提案において、飲食店や店舗、イベント時の仮設店舗などの設置は可能でしょうか？	要項第2章5(2)記載のとおり、必須提案と関連した取組を提案する限りにおいて、提案可能です。
4	募集要項第2章5(2)	自由提案の内容に関しまして、仮に採択された場合、様々な事業者とも具体的な調整が始まることとなりますが、ご提案した目的を達成するために計画変更が必要な場面も想定されます。ご提案した内容からの計画変更等は、東京都と協議の上で、目的に大きく外れるものでなければ、認められる余地はありますでしょうか？	要項第3章8記載のとおり、必要に応じて都と内定者との調整により、内定者が提出した事業計画を一部変更となる場合があります。また、関係機関等との協議が整わなかった場合なども、事業計画が変更となる場合があります。
5	募集要項第2章4(2)	「モビリティの運賃を無償で運行する場合」について、例えば燃料費などの実費を乗客からもらうなどは、無償といえるでしょうか？	要項第2章4(2)記載の「無償」の定義については、道路運送法第2条第3項に規定される「有償」の定義に当てはまらない場合、すなわち同法の許可または登録を要しない運送のことを指します。
6	募集要項第3章4	二次審査にて使用する資料は、企画提案書に新たな内容を加えるものでなければ、見やすくするために、文字のサイズを大きくする・ページを複数枚に分ける等、投影用に可変することは可能でしょうか？	要項第3章4記載のとおり、プレゼンテーションは当初の提案に基づき実施することとしますが、文字サイズの変更やページの分割等、プレゼンテーション資料の視認性を高めるための変更は認めます。

都立シンボルプロムナード公園官民連携施設事業 質問と回答

No	質問対象	質問	回答
7	様式6-1、7	・A4判横書きとし、書体サイズは10.5ポイント以上としてください。 ・本様式は参考であり、上記内容が記載されていれば、デザインは自由とします。とありますが、ワードで作成など指定はなく、パワーポイントで作成は問題ない理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
8	募集要項第2章5(1)ウ	安全なルート設定、運行を行う上で、事業者決定後に、試走を行うことは可能でしょうか？	公園内は、東京都海上公園条例第17条第1項第5号の規定により、車両の乗り入れが制限されていますので、あらかじめ許可を受けた上で、試走を行ってください。
9	様式3	提出書類の中にある連合協定書で定めた連合体の名称は今後、世の中への開示などされるものなのでしょうか？それとも申請時のみに使用で、当事業の請負先が決定した後、世の中に向けた名称を改めて決めることはできるのでしょうか？	要項第3章7記載のとおり、二次審査において第一位となった応募者は内定者として、代表法人等及び連合体の名称を、都港湾局ホームページにおいて公表します。なお、利用者に対するサービスとしての名称は、公序良俗に反しない限り、自由に定めて構いません。
10	公募要項2ページ 公募要項11ページ	募集要項のP2に“条例第10条第2項の許可を受けて、園内移動用施設として設置する車両であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く自動車”とあります。P11、イ モビリティの水準では、・使用するモビリティは、以下のいずれの条件も満たすものとします。○EV（電気自動車）又はFCV（燃料電池自動車）とします（当該モビリティの自動車検査証の「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」と記載されているものに限ります。）とあります。ここでいうモビリティにマイクロモビリティは含まれないという理解でしょうか？	お尋ねの「マイクロモビリティ」の定義が必ずしも明らかではありませんが、特定小型原動機付自転車や移動用小型車は、要項2ページ記載のとおり、「モビリティ」の定義には含まれません。
11	公募要項11ページ	マイクロモビリティは、移動用小型車の型式認定を受けております。ナンバーの取得を必要としておりません。同上、P11のモビリティの水準にてナンバー取得の記載がありますが、必ずナンバー取得済の車両の参加が条件となりますか？また、公園内のモビリティでナンバー取得が必要な理由につきましても、差し支えない範囲でご教示いただけますと幸いです。	No.10回答のとおり、モビリティの定義には移動用小型車（道路交通法第2条第1項第11の3号）は含まれません。また、要項第2章5(1)イ記載のとおり、モビリティはナンバー取得済みであること（又はその見通しがあること）が条件となります。ナンバー取得を必要とする理由ですが、本公園内は道路交通法の規定が適用されることから、法令に基づき、取得を条件とするものです。なお、移動用小型車は自由提案での活用が想定されますが、道路交通法第2条第3項第1号の規定により、歩行者とみなされることから、ナンバーの取得は不要です。

都立シンボルプロムナード公園官民連携施設事業 質問と回答

No	質問対象	質問	回答
12	官民連携施設事業者募集 要項3ページ	公園内や近隣の回遊性を向上するものと理解させていただいておりますが、これは運行バスのように地点間で人を輸送するものを想定しているのか、自転車やシニアカーなど公園内や周辺施設への滞在やその中での交流、回遊性を上げるようなものを想定しているのか、どちらも想定されているのか回遊性向上について目指されている姿も含め改めてお伺いさせていただきます。	要項2ページ記載のとおり、必須提案において園内移動用施設として設置するモビリティは、公園利用者等の利便の向上を図るため、公園の区域内における公園利用者等の移動の用に供することを目的として設置するものです。なお、自由提案についてはこの限りではありません。
13	官民連携施設事業者募集 要項3ページ	運行管理体制についてのご質問です。利用者が公園内・周辺に置いてあるモビリティを利用・運転するシェアリングは、本実証の対象範囲にはいりますか？	お尋ねの「モビリティ」の定義が必ずしも明らかではありませんが、No.2で回答のとおり、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）や移動用小型車等を賃貸する事業の用に供される駐車場（ポート）は、本公募において設置の提案はできません。ただし、公園内において実施するイベント等の一環として、東京都海上公園条例第19条に基づく占有物件として設置する場合は、この限りではありません。